

## 令和3年度墨田区議会定例会6月議会提出予定案件（追加）

### 予算

- 1 令和3年度墨田区一般会計補正予算

### 条例

- 1 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区手数料条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 5 墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例の一部を改正する条例

### 契約

- 1 曳舟小学校プール棟改築工事請負契約

## 令和3年度墨田区議会定例会6月議会提出予定案件概要（追加）

### 条例

#### 1 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

##### 改正理由及び内容

借地借家法の一部改正（3.5.19 公布、施行日未定（ ））により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

##### 施行期日

墨田区規則で定める日

#### 2 墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

##### 改正理由

区民の利便性の向上、行政運営の効率化、行政手続の簡素化等を図るため、区長が行う事務において利用することができる特定個人情報利用範囲を拡大するほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（3.5.19 公布、3.9.1 一部施行）等により、所要の改正をする。

##### 内容及び施行期日

別紙のとおり

#### 3 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

##### 改正理由及び内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（3.5.19 公布、3.9.1 一部施行）により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行するものとして明確化されることに伴い、個人番号カードの再交付事務に係る手数料を廃止する。

##### 施行期日

令和3年9月1日

#### 4 墨田区個人情報保護条例の一部を改正する条例

##### 改正理由及び内容

ア 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止（3.5.19 公布、施行日未定（ ））及び個人情報の保護に関する法律の一部改正（3.5.19 公布、施行日未定（ ））により、所要の規定整備をする。

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（3.5.19 公布、3.9.1 一部施行）により、引用条文に移動がある

ことに伴い、所要の規定整備をする。

施行期日

令和3年9月1日。ただし、アの改正規定は墨田区規則で定める日

5 墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例の一部を改正する条例  
改正理由及び内容

借地借家法の一部改正（3.5.19 公布、施行日未定（ ））により、引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をする。

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

施行期日

墨田区規則で定める日

契約

1 曳舟小学校プール棟改築工事請負契約

位 置 墨田区京島一丁目28番2号

契約の方法 一般競争入札

契約金額 6億6,550万円

（予定価格6億6,682万円）

契約の相手方 上條・大正建設共同企業体

工 期 契約締結の日の翌日から令和4年10月31日まで

支出科目等 令和3年度 墨田区一般会計 教育費 小学校費 学校施設  
建設費 工事請負費

令和4年度 債務負担行為

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例概要

1 改正理由

区民の利便性の向上、行政運営の効率化、行政手続の簡素化等を図るため、区長が行う事務において利用することができる特定個人情報の利用範囲を拡大するほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の一部改正（3.5.19 公布、3.9.1 一部施行）等により、所要の改正をする。

2 改正内容

庁内における特定個人情報の利用範囲の拡大

区長部局において、既に特定個人情報を利用することができることとされた事務について、利用することができる特定個人情報（自ら保有するものに限る。）を次のとおり追加する。

事 務	特定個人情報
・ 墨田区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報、 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報</u> 、生活保護関係情報、地方税関係情報、老人福祉措置関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則（平成12年東京都規則第94号）による医療費等の助成に関する情報又は墨田区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

下線部分の特定個人情報を追加する。

番号法の一部改正に伴う改正

番号法の一部改正により、特定個人情報の提供制限の例外を規定している第19条各号に第4号が新設されたことに伴い、引用条文に移動があるため、所要の規定整備をする。

個人番号を利用する事務及び庁内において利用する特定個人情報の廃止

区長部局において、個人番号及び特定個人情報を利用することができることとされた事務の廃止に伴い、次に掲げる事務の個人番号及び特定個人情報の利用を廃止する。

事 務	特定個人情報
・ <u>墨田区ショートナースリー事業実施要綱による短期保育の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>生活保護関係情報、地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>

下線部分を廃止（削除）する。

### 3 施行期日

- 2の に関する改正規定 令和3年10月1日
- 2の に関する改正規定 令和3年9月1日
- 2の に関する改正規定 公布の日